



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

- NEWS1. 社会保障受益について
- NEWS2. 書籍の紹介
- NEWS3. (税務) H23年度法人税税制改正

### NEWS1. (社会保障受益)

内閣府の経済社会総合研究所が20日まとめた「**社会保障の受益と負担に関する世代別の影響試算**」によれば、**若い世代ほど受益よりも負担の方が重くなる**ことが示されました。

1950年生まれは保険料などの支払額より、年金などの受給額の方が多いが、55年生まれ以降は支払額が受給額を上回る「**支払い超過**」となるとのことです。

2015年生まれでは、負担の超過額は生涯収入の13.2%にものぼると試算。

政府は消費税増税を柱とする税と社会保障の一体改革の実現を目指していますが、世代間格差の是正が大きな課題となりそうです。

内閣府の試算で、**年金、医療、介護の社会保障3分野**について、生涯の受給総額から支払額を差し引いた「純受益」の生涯収入に対する比率を見ると、**50年生まれは1%のプラスだが、55年生まれはマイナス3.1%となる。マイナス幅は85年生まれで10.7%、00年生まれでは12.4%に膨らみ、15年生まれでは13.2%と世代が若くなるほど負担が重くなる構図**となっているそうです。

3分野はいずれも、現役世代の負担で高齢者のサービスを支える仕組み。少子高齢化が進むと、負担する現役世代が減る一方、社会保障サービスを受ける高齢者が増え、現役世代の負担が重くなります。同研究所は「**超高齢化の進展で社会保障を通じた世代間の不均衡が無視できない大きさとなっている**」と分析しています。

さらに、デフレが長引けば、運用難も影響して年金財政が悪化し、若い世代の将来の支給額が引き下げられる懸念も高まると予想されます。

同研究所は、こうした事態に備え、人口構成や物価など経済社会情勢の変化に合わせて年金支給額を減少させる「**マクロ経済スライド**」の実施が必要だと提言しています。同制度は04年に導入が決まったものの、高齢者の年金減額への反発などを懸念し、実行されていないのが実情となっています。

### NEWS2. (書籍の紹介)

『**始めよう。瞑想 15分でできるココロとアタマのストレッチ**』  
知恵の森文庫 宝彩有菜/著

心のあり方についてのヒントが満載の本です。

一部抜粋

瞑想は宗教ではなく心の科学である。

医学的には瞑想が上達するとREM睡眠中の脳と同じ働きをしていることが

解明された。上達のコツは黙考するのではなく、無心になること。

すると、体調が整い、クヨクヨ、イライラなどの心のメンテナンスから、記憶力、

発想力などの脳力アップまで驚くべき効果を発揮する。



**情報会員募集** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

## Question

平成23年度の税制改正について、積み残しにされていた法人税に関する税制改正は結局どうなったのか教えてください。  
またその他に、来期からの決算に影響のある改正があれば併せて教えてください。

## Answer

法人税率が、約10年ぶりに引き下げが決定しました。  
また、東日本大震災からの復興のための復興特別税が課されることになりました。



復興特別税の影響で法人税率は段階的に引き下げられます。  
法人税率の変動に伴う実行税率の変動、欠損金の控除制限の改正の影響により企業によっては、タックスプランニングへの影響が大きくなることが想定されます。

## 【解説】

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」及び「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が2011年11月30日可決・成立し、12月2日に公布されました。  
これにより主に以下の復興特別税、法人税の創設、改正が決定しました。

## 〈復興特別税〉

1. 復興特別法人税 → 10%、3年間の増税  
2012年4月1日から開始する事業年度より3年間、法人税額に対し10%税金が課されます。
2. 復興特別所得税 → 2.1%、25年間の増税  
2013年より25年間、基準所得税額に2.1%の税金が課されます。
3. 個人住民税均等割引き上げ → 1,000円、10年間の増税  
2014年より10年間、均等割額が1,000円引き上げられます。

## 〈法人税の改正〉

1. 法人税率の引下げ → 4.5%の引下げ  
2012年4月1日から開始する事業年度より、普通法人の税率が4.5%、中小法人の年800万円以下の部分は3%引下げられます。  
具体的には、普通法人の場合30%→25.5%、中小法人の軽減税率は18%→15%となります。  
※上記、復興特別法人税を加味すると、実質的な税率は普通法人の場合28.05%、中小法人の軽減税率は16.5%となります。
2. 欠損金繰越控除 → 控除限度額が80% 繰越期間9年に延長  
2012年4月1日から開始する事業年度より、各年度の欠損金繰越控除に80%の限度枠が設定されます。  
また、繰越可能期間は9年に延長されることとなりました。

その他に、減価償却の定率法の償却率、貸倒引当金等も改正が決まりました。  
詳細につきましては、別途平成24年度税制改正資料等にてご案内致しますのでそちらをご覧ください。

## 根拠条文等

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案  
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850